

対象外となる物品等の例

物品等(例)	対象外となる理由
空間噴霧を行うもの 例: 消毒液や除菌剤等の空間噴霧を行う装置 空間噴霧を目的とした消毒液や除菌剤等	・眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから、厚生労働省において推奨していないため
空間除菌を行うもの 例: イオンや紫外線等の作用による空気中のウイルスの殺菌、不活化等を目的とした空間除菌を行う物品	・厚生労働省において、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法として空間除菌の有効性が示されていないため (空気中のウイルス対策としては、こまめな換気が必要とされています)
抗菌・抗ウイルスのみを目的としているもの 例: 抗菌・抗ウイルスのみを目的とした製品の購入、コーティングの施工等	・厚生労働省として新型コロナウイルスへの有効性を確認していないため
汎用性があるもの 例: パソコン、スマートフォン、タブレット端末等	・感染症対策の目的以外で利用可能なため

※例示のため、記載されていない物品等についても、ガイドラインや国が示す感染防止対策に関する情報等との照合により対象外となることがあります。

(参考)

消毒剤や除菌剤等の空間噴霧について

(中小企業等における感染拡大防止対策助成金)

厚生労働省では、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしていません。

そのため、**以下のような経費は本助成金の対象外**となりますので、ご注意ください。

【対象外となる経費の例】

- ・空間噴霧を目的とした装置や、空間噴霧するための消毒剤、除菌剤等の購入経費
- ・空間噴霧を実施するための外注費 等

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、厚生労働省のHPや、ガイドラインを参考に、適切な方法を選択してください。

(参考)

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 →



内閣府ホームページ

「新型コロナウイルス感染症対策」 →

(画面右側のバナーから「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を選択)

